

平成27～29年度税制改正の概要について

～資本金1億円超の外形標準課税適用の法人様が対象です～

1. 外形標準課税対象法人(期末の資本金又は出資金の額が1億円超の法人)の税率の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税対象法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が改正されました。

なお、平成28年4月1日以後に開始する事業年度における税率については、平成27年度税制改正の中で示された税率が、平成28年度税制改正の中で更に変更となりましたのでご注意ください。(下記税率は変更後のものを反映)

〈法人事業税〉

区分			平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度			平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度			平成28年4月1日以後に開始する事業年度			
課税方式	資本金の額又は出資金の額	分割県数(事業年度終了日現在)	年所得(分割前の総額)	所得年400万円以下	所得年400万円超800万円以下	所得年800万円超	所得年400万円以下	所得年400万円超800万円以下	所得年800万円超	所得年400万円以下	所得年400万円超800万円以下	所得年800万円超
所得割	1億円超 3億円以下	3県以上	4千万円超	4.66(4.3)			3.4(3.1)			0.88(0.7)		
			4千万円以下	4.3(4.3)			3.1(3.1)			0.7(0.7)		
		3県未満	4千万円超	2.39(2.2)	3.475(3.2)	4.66(4.3)	1.755(1.6)	2.53(2.3)	3.4(3.1)	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)
			4千万円以下	2.2(2.2)	3.2(3.2)	4.3(4.3)	1.6(1.6)	2.3(2.3)	3.1(3.1)	0.3(0.3)	0.5(0.5)	0.7(0.7)
	3億円超	3県以上	—	4.66(4.3)			3.4(3.1)			0.88(0.7)		
		3県未満	—	2.39(2.2)	3.475(3.2)	4.66(4.3)	1.755(1.6)	2.53(2.3)	3.4(3.1)	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)
付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額が 1億4千万円超	0.504			0.756			1.26			
		1億4千万円以下	0.48			0.72			1.2			
	3億円超	—	0.504			0.756			1.26			
資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の額が 1億6千万円超	0.21			0.315			0.525			
		1億6千万円以下	0.2			0.3			0.5			
	3億円超	—	0.21			0.315			0.525			

〈地方法人特別税〉

課税標準	平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	※ 税率単位: %
基準法人所得割額	67.4%	93.5%	414.2%	※ ()内の税率は地方法人特別税を計算する際に使用

2. 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、下記の3つの要件を全て満たす法人は、付加価値割額の算定において一定額を控除します。

要件

※ 以下の①～③の計算は原則として法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります

その① … 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が以下の割合以上であること

対象となる事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%以上
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%以上
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%以上

その② … 適用事業年度の雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること

その③ … 適用事業年度の平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えていること(※)

※ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度からは、その③の要件が下記のとおりとなります(平成29年度税制改正)
その③ … 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること(平均給与等支給額 ≥ 比較平均給与等支給額 × 102%)

控除額計算

※ 労働者派遣を行っている場合、非課税・収入金額課税事業を併せて行っている場合等においては、別途、調整措置があります

$$\text{所得拡大促進税制控除額} = \text{雇用者給与等支給増加額} \times \left[\left(\text{収益配分額(別表5の2④)} - \text{雇用安定控除額(別表5の2⑨)} \right) \div \text{収益配分額(別表5の2④)} \right]$$

3. 法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置の拡充

平成27年度税制改正により創設された外形標準課税の拡大に伴う負担軽減措置について、平成28年度税制改正により制度拡充が図られました。
 下記の2つの要件を全て満たす法人は、法人事業税額から一定額を控除します。

要件

- その①・・・調整後付加価値額(付加価値額×12÷事業年度の月数)が40億円を下回ること
- その②・・・〈平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合〉
 → 平成27年3月31日現在の税率(注1)により計算した法人事業税額(A) < 当該事業年度の法人事業税額(B)
- 〈平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の場合〉
 → 平成28年3月31日現在の税率(注2)により計算した法人事業税額(A) < 当該事業年度の法人事業税額(B)
- (注1)・・・前頁税率表における平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の税率を使用します。 ※ 前事業年度の税率とは限りませんのでご注意ください。
- (注2)・・・前頁税率表における平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の税率を使用します。 ※ 前事業年度の税率とは限りませんのでご注意ください。

控除額計算

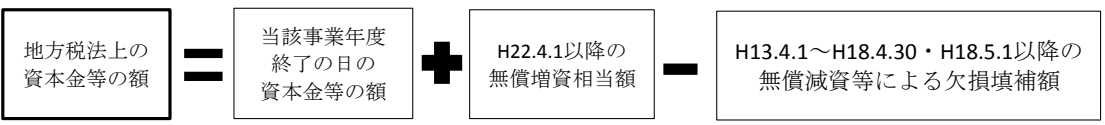
※ 開始事業年度ごとの一定割合(C)については右表のとおりです	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 1/2	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 3/4
※ なお、仮決算による中間申告については適用対象外です	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1/2	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1/4

調整後付加価値額	控除額(100円未満切上げ)
30億円以下	{(B) - (A)} × 一定割合(C)
30億円超 40億円未満	{(B) - (A)} × 一定割合(C) × {(40億円 - 調整後付加価値額) ÷ 10億円}

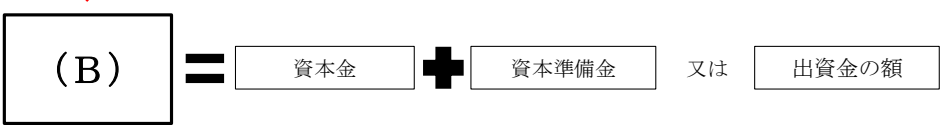
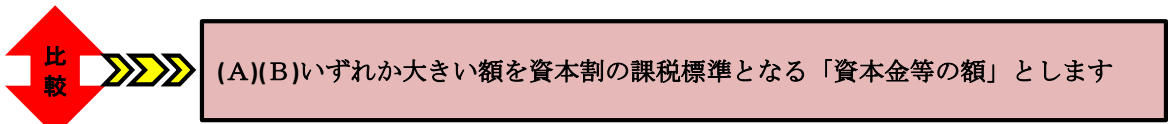
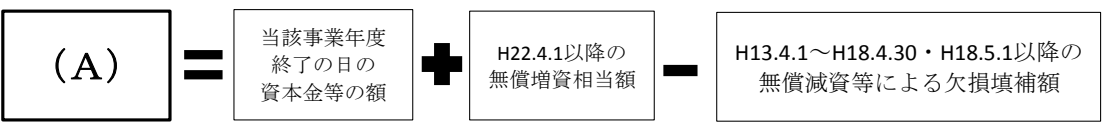
4. 法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の算定方法が改正されました。
 詳細は以下のとおりです。

【改正前】



【改正後】



※ なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人住民税均等割の税率区分を判定するための「資本金等の額」についても改正がなされており、この改正により均等割額の判定基準と資本割の課税標準となる「資本金等の額」は基本的には同額となることとなりました。

◆ 制度に関する詳細なお問い合わせは、下記までご連絡ください ◆
(連絡先) 京都地方税機構 法人税務課 TEL:075-417-1160